

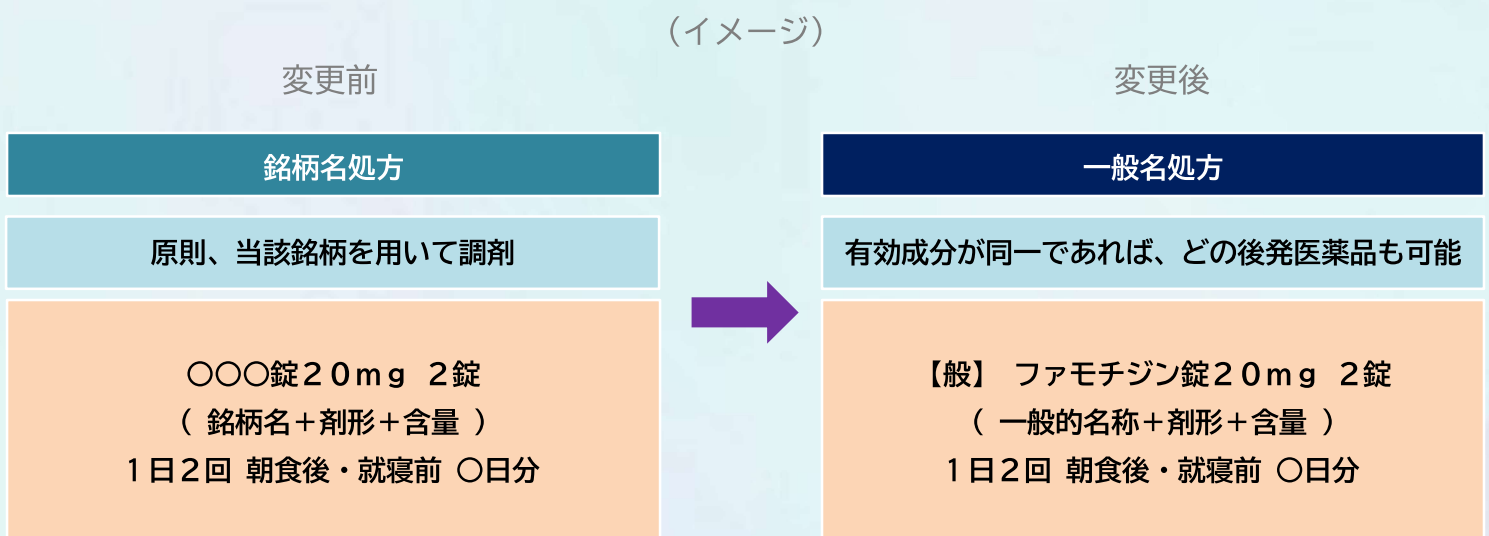
「一般名処方」についてのご案内

当院では、医薬品の安定供給と患者さんの医療の質の確保のため、「一般名処方」に取り組んでいます。

「一般名処方」とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分の名前（一般名）」で処方することです。薬剤の供給不足等の状況でも、同じ成分を含む他の医薬品に変更しやすくなるため必要なお薬を確保しやすくなります。

一般名処方されたお薬は、薬局で調剤される際に、医師の指定する有効成分を含んだ薬剤（先発品または後発品を患者様自身で選択できます）が提供されます。



厚生労働省の定めに基づき「一般名処方加算」を算定しております。

患者様のご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら職員までお尋ねください。